

# 遺産分割調停のしおり

金沢家庭裁判所

## 遺産分割の調停とは？

遺産分割は、亡くなられた方（この方を「被相続人」といいます。）が残した財産を相続人の中で分ける手続です。

家庭裁判所の調停は、ご親族間の遺産分割について、裁判官と民間から選ばれた第三者（調停委員）を介して非公開の場で話し合い、助言やあっせんを図る手続です。裁判とは異なり、調停委員の仲介の下で、遺産の分け方について、自主的に話し合い、お互いに解決策を出し合って、合意をめざすものです。

## 調停で解決するために

遺産分割では、いろいろな問題がからみ合い、問題が複雑になっているために解決が難しくなってしまいうこともあります。そこで、法律等によって、遺産分割に関してさまざまなルールが定められています。ルールを理解していただかないと、皆さんが調停に期待されることと、実際に調停でできることとの間にズレが生じることも少なくありません。

そこで、次に遺産分割に関するルールのいくつかを紹介しますので、調停までにお読みになり、理解していただくようお願いします。

## Q1 調停はどのように進められますか？

- A 遺産分割はいろいろな問題がからみ合うことが多く、調停では、からみ合った糸をほぐし、協議すべきことを整理しながら進行していきます。調停手続の流れは、次のとおりです。

### 遺産分割調停の流れ

申立て

調停期日の通知

ご自身の意見の整理や資料の収集などをお願いします。

調停期日



- 1 相続人と法定相続分の確定
- 2 遺産の範囲の確定  
遺産として何があるのか、何を分割の対象とするのかを確定します。
- 3 遺産の評価
- 4 特別受益や寄与分の確定  
生前贈与や遺贈（特別受益）を受けた相続人と、遺産の維持形成に特別な貢献（寄与分）をした相続人を確定し、その内容を確認します。
- 5 各相続人の具体的な相続分の算出
- 6 遺産の分割

### 調停の成立

遺産分割の調停が成立に至るまでには、互いの主張が食い違うことがありますが、その場合には、ご自身の主張を裏付ける客観的な証拠を提出する必要があります。家庭裁判所は、当事者の一方の側に立って資料を集めることはできませんので、ご自身で証拠を集め、援助が必要なときには弁護士に依頼することを検討してください。証拠の提出がない場合には、ご自身の主張は調停の席で取り上げられないことがありますのでご注意ください。

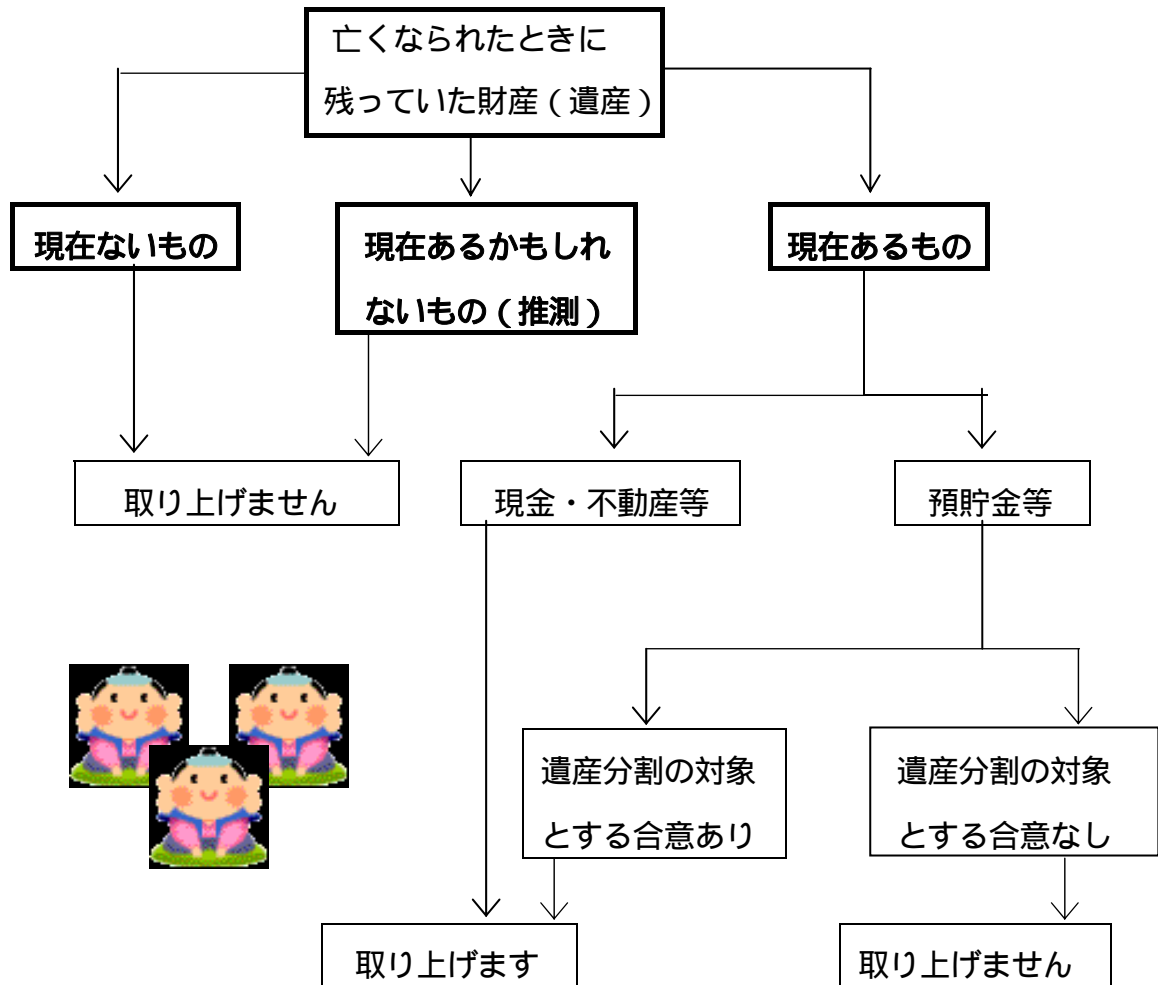
### Q 2 被相続人には他にも預金があったはずなのですが？

A 遺産分割の調停は、あくまで現在ある遺産をどのように分けるかについて、話し合いで決める手続です。したがって、現在はない遺産については、遺産分割の調停で取り上げることはできません。そして、遺産として、現在どのような財産があるかについては、ご自身で必要な資料を集めていただくこととなります。

なお、不動産や動産、現金、株券などは当然に遺産分割の対象となりますが、預貯金は、当事者全員が遺産分割の対象とすることに合意した場合に限り、遺産分割の対象とすることができます。



遺産分割の調停で取り上げることができる遺産は次のとおりです。



**Q 3 相続人の一部だけ、被相続人から多額の贈与を受けたことは、遺産分割と関係がありますか。**

A 相続人の中に、被相続人から遺言による贈与（これを「遺贈」といいます。）や生前に多額の贈与（これらの贈与を「特別受益」といいます。）を受けた相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、考慮されることがあります。

他の相続人が特別受益に該当する贈与を受けたとご自身が主張する場合には、その内容と金額を特定し、これを裏付ける証拠を提出してください。 ただし、主張の内容や証拠により、特別受益と認められない場合があります。

**Q 4 私は、他の相続人よりも多く被相続人の介護をしてきたので、法定相続分よりも多く遺産をもらえますか？**

A 相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献（これを「寄与」といいます。）をした相続人は、法定相続分を基礎として、寄与の割合に応じて、法定相続分を調整して遺産を分与することができます。《このしおりは、調停期日にお持ちください。》

与分」といいます。)をした人がいる場合、遺産分割において、その人の貢献の度合いに応じてその人の具体的な相続分を算定することがあります。

貢献の内容としては、被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、被相続人の療養看護などがありますが、寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を超えた特別の貢献が必要です。他の相続人との比較で決まるものではなく、単に他の相続人よりも貢献が大きいというだけでは寄与分にはなりません。また、その貢献によって、遺産が維持された又は増加したという因果関係が必要です。



特別受益の場合と同様、寄与分の主張をする場合には、寄与分の主張を裏付ける証拠を提出する必要があります。証拠の提出がない場合、その主張は調停の席で取り上げられないことがあります。

#### Q 5 調停で話し合いがまとまらない場合、どうなるのですか？

A 話し合いがまとまらずに調停が成立しなかった場合には、審判手続に移り、審判により判断が示されることとなります。

#### おねがい



- \* 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。1回の調停を有効にお使いいただき、決められた期日は欠席・変更しないようご協力ください。当日は、予定が分かる手帳などをお持ちください。
- \* あらかじめ家庭裁判所に伝えたいご事情がある場合には、電話ではなく、書面でご提出ください。

#### 法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川 050-3383-5477 金沢市橋場町1-8  
(資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時
- 2 法テラスコールセンター 0570-078374  
(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。) 受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時